

第4回 刈谷市水道事業及び下水道事業審議会

- 議題1 刈谷市水道事業の経営戦略の改定及び料金体系について

令和7年1月21日

1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

3. 料金体系について

(1) 現行料金体系等の特徴

(2) 新料金体系案の方針

(3) 新料金体系案について

1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

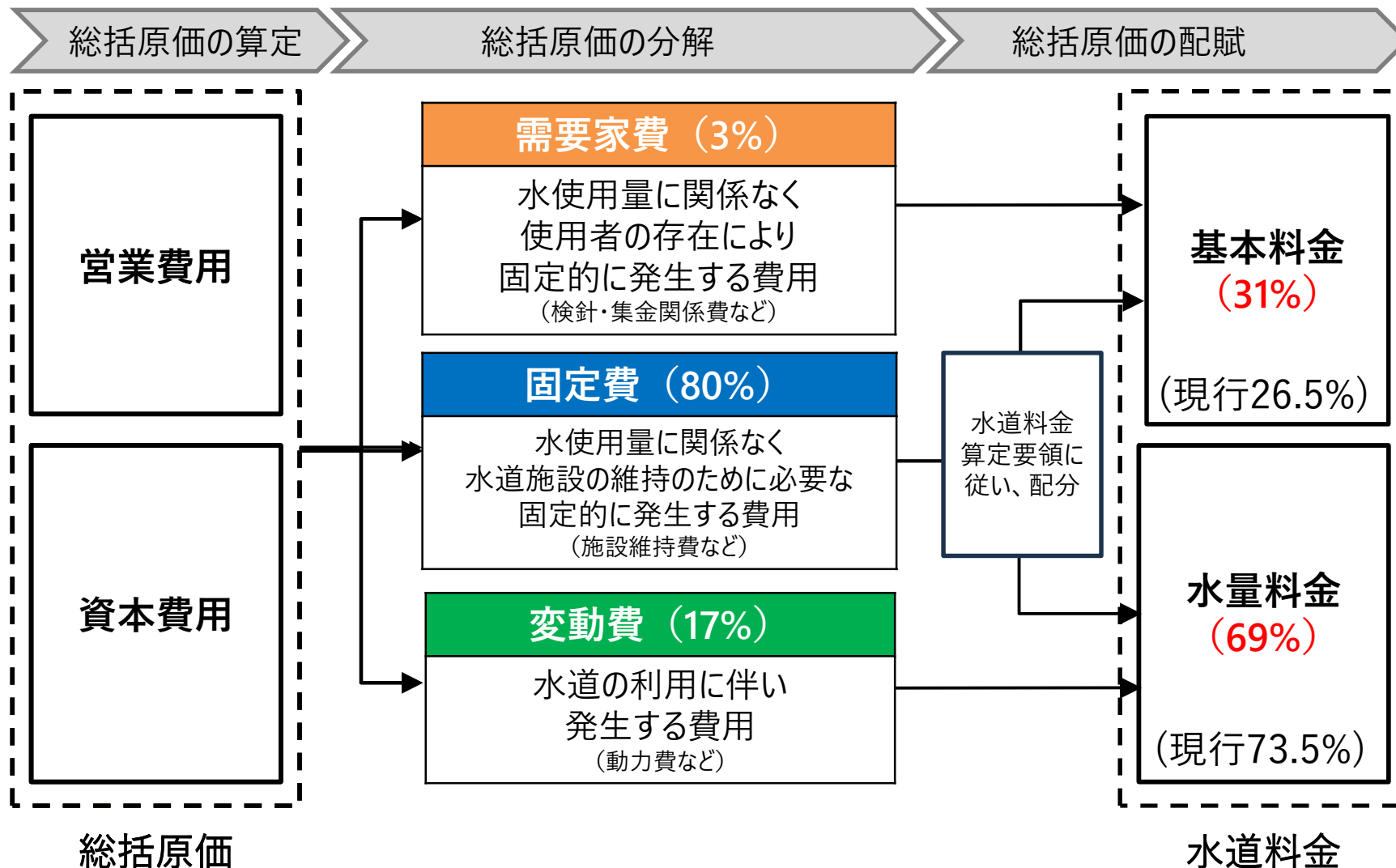
3. 料金体系について

- (1) 現行料金体系等の特徴
- (2) 新料金体系案の方針
- (3) 新料金体系案について

1. 第3回審議会の振り返り

総括原価の算定方法

水道料金は、総括原価を算定、分解、配賦することで算定されます。



1. 第3回審議会の振り返り

財政計画

財政目標：将来にわたり、健全な水道事業経営を持続するための財源を確保します。

資金残高10億円以上の確保（継続）

- 収益的収支の黒字維持及び投資計画の着実な実施のために資金確保が必要。
- 年間給水収益及び収益的支出の半分に相当する10億円以上の資金残高確保を目指す。

企業債の活用（新規企業債の発行水準）（継続）

- 新規企業債は、世代間負担の公平性を確保できる水準である企業債残高対給水収益比率300%以内で発行する。

繰入金調整（継続）

- 繰出基準に基づき、耐震化事業等の対象経費の繰り入れについて、一般会計と調整する。

料金改定の検討

- 現行の料金体系のシミュレーションでは、供給単価が給水原価を下回り、資金残高10億円の確保ができず、令和10年度には資金ショートを起こす見込み。
- 料金回収率を100%以上、かつ、資金残高10億円以上を確保できる水準として、約7億円/年の増収が必要。これを達成するため、供給単価172円/m³（現行132円/m³）を目安に料金改定を検討する。

1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

3. 料金体系について

- (1) 現行料金体系等の特徴
- (2) 新料金体系案の方針
- (3) 新料金体系案について

2. 経営戦略（令和6(2024)年度改定）について

パブリックコメントの実施について

【募集期間】

令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)の32日間

【意見の提出できる人】

市内在住の人、市内在勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本計画に利害関係を有する人

【計画案の閲覧場所】

市ホームページ、市役所情報コーナー、水道課、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センターひまわり、一ツ木福祉センター

【意見の提出手段】

水道課へ直接提出する方法のほか、郵送、ファックス、メール、あいち電子申請・届出システムによる提出が可能

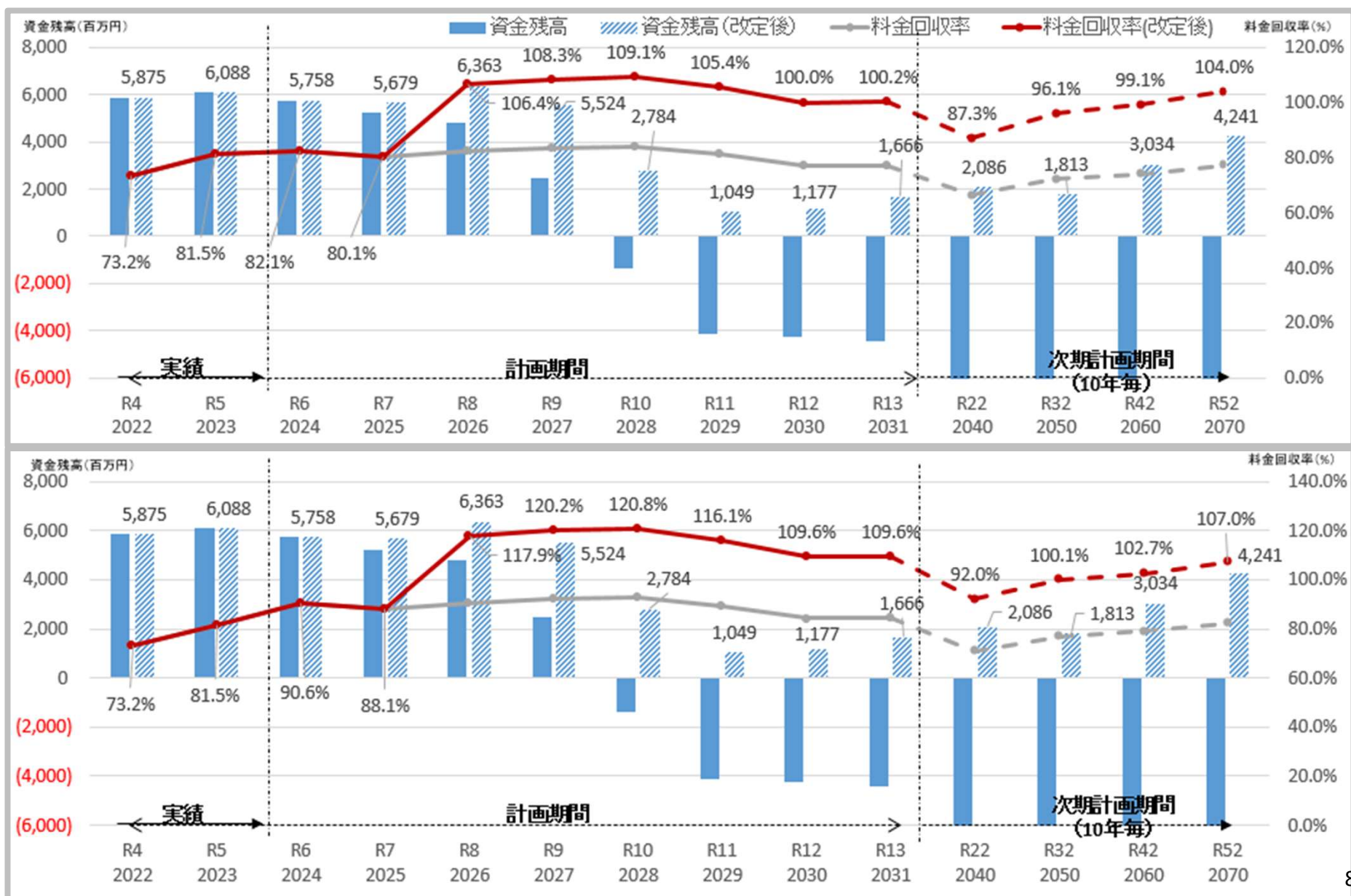


意見の提出なし

これまで審議した経営戦略の改定内容にて策定予定

2. 経営戦略（令和6(2024)年度改定）について

経営戦略p37の修正（上のグラフ：修正前、下のグラフ：修正後）



1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

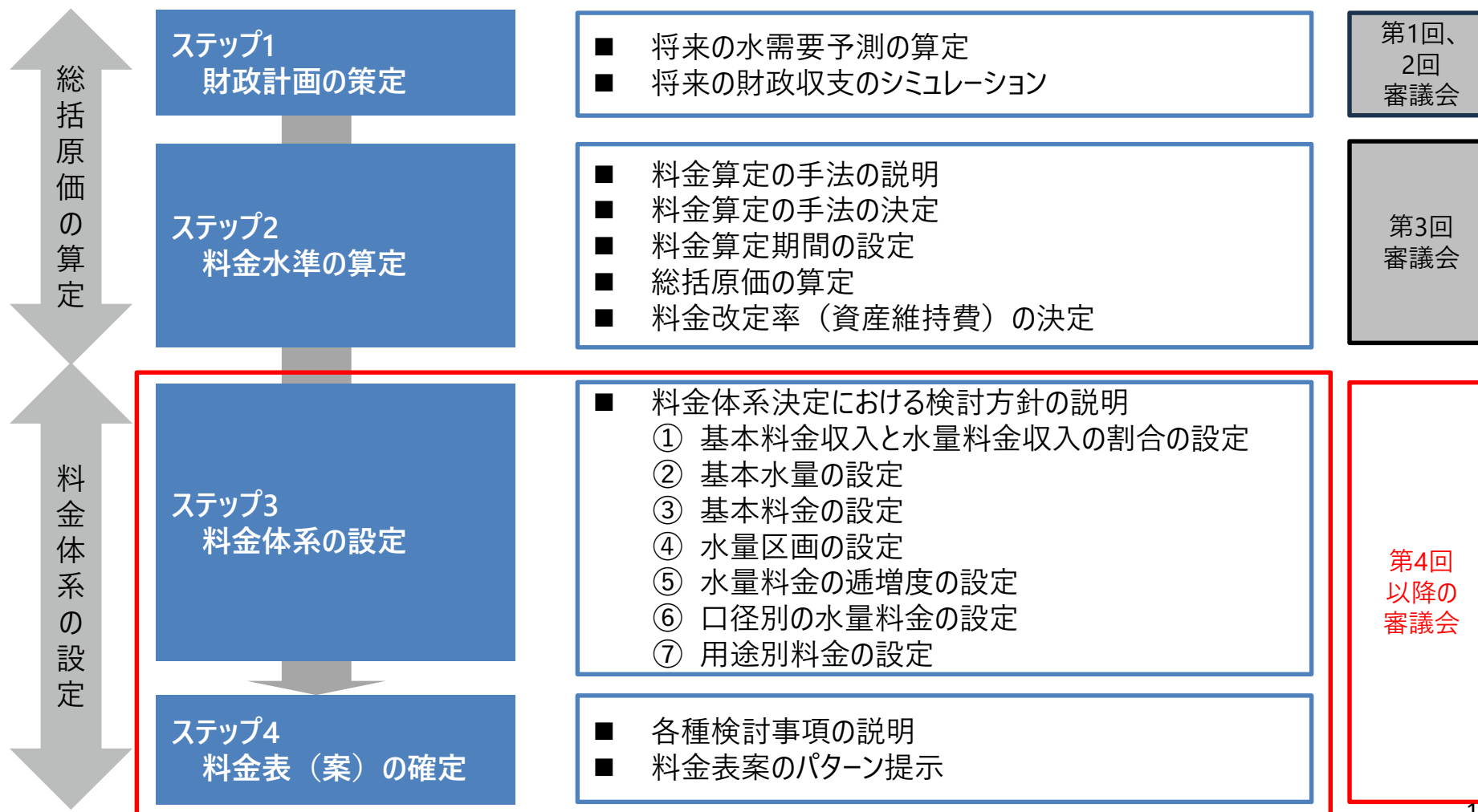
3. 料金体系について

- (1) 現行料金体系の特徴
- (2) 新料金体系案の方針
- (3) 新料金体系案について

3. 料金体系について

水道料金の一般的な算定フロー

料金で賄うべき総括原価を算定し、必要な改定率を算出します。
その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と水量料金を算出します。



1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

3. 料金体系について

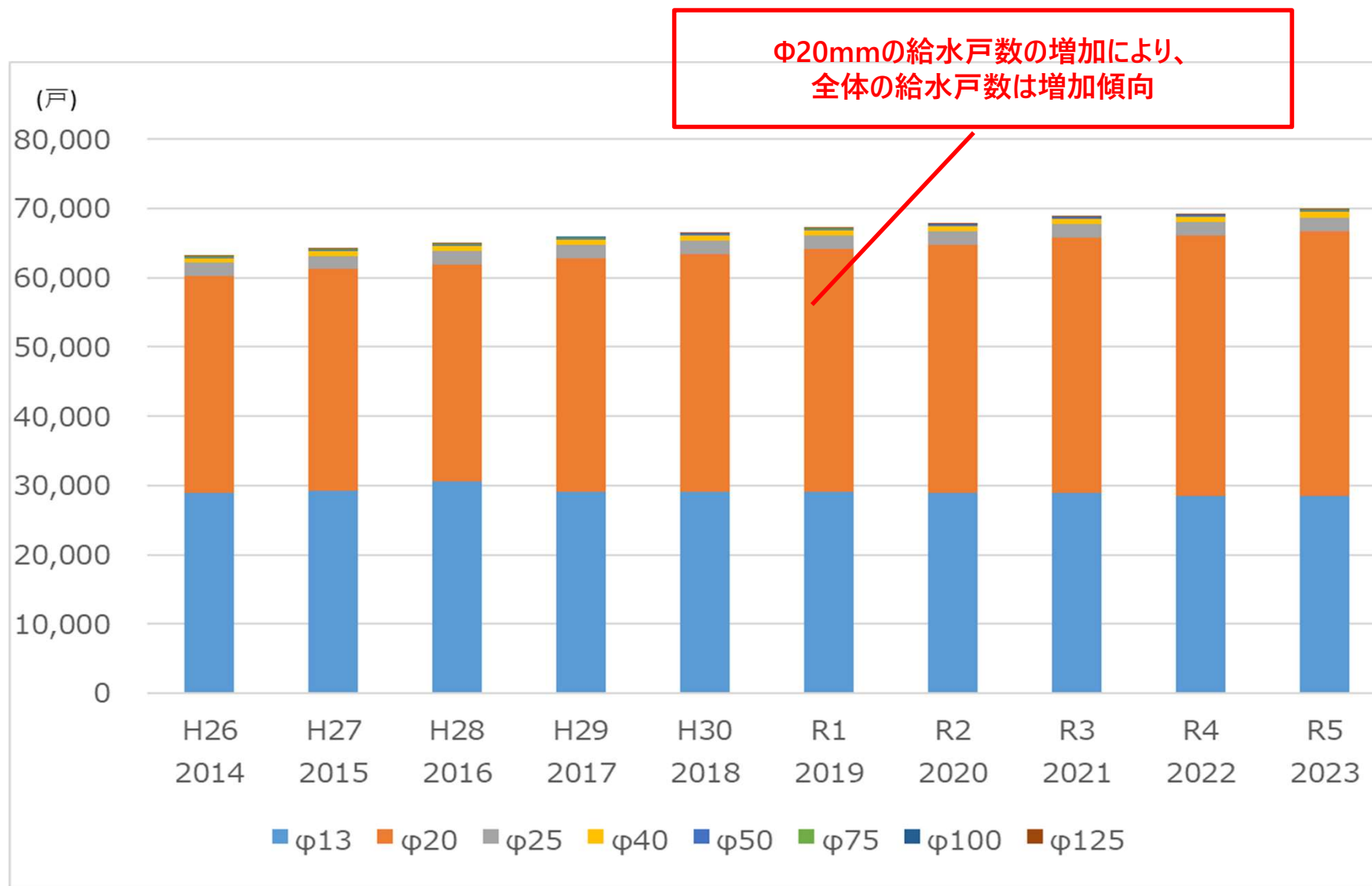
(1) 現行料金体系の特徴

(2) 新料金体系案の方針

(3) 新料金体系案について

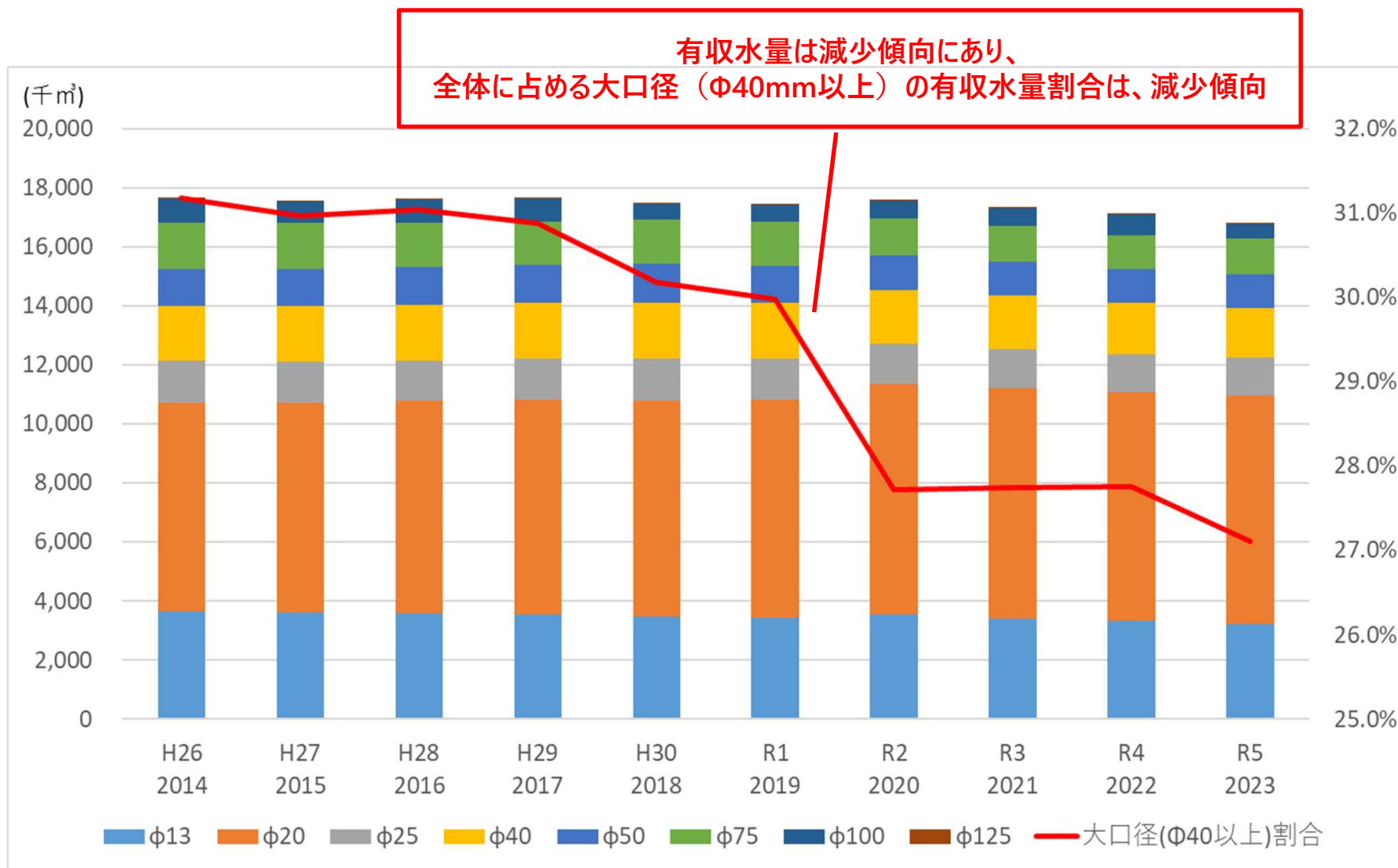
3. (1)現行料金体系等の特徴

口径別給水戸数の推移



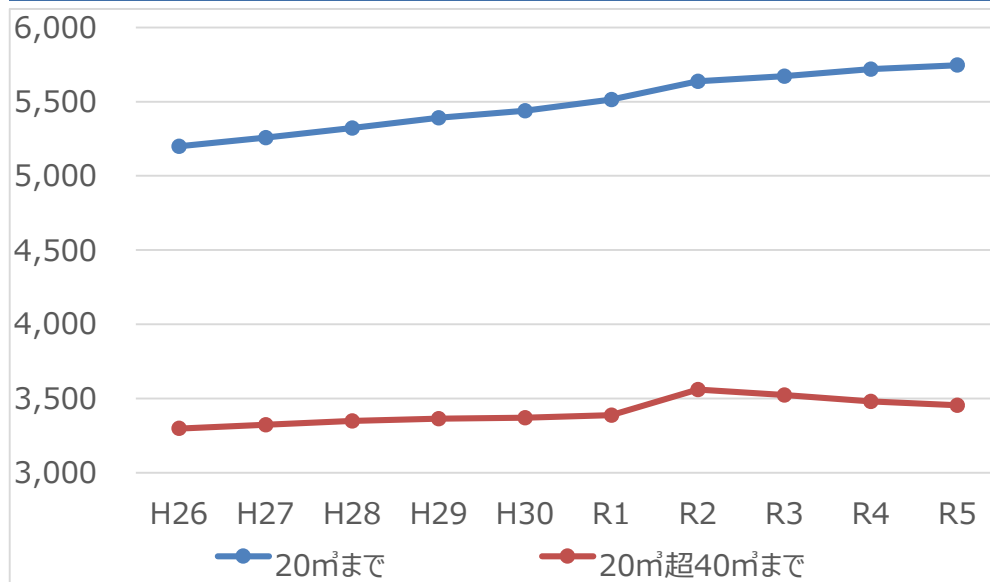
3. (1)現行料金体系等の特徴

口径別有収水量の推移及び大口径（Φ40mm以上）の割合



3. (1)現行料金体系等の特徴

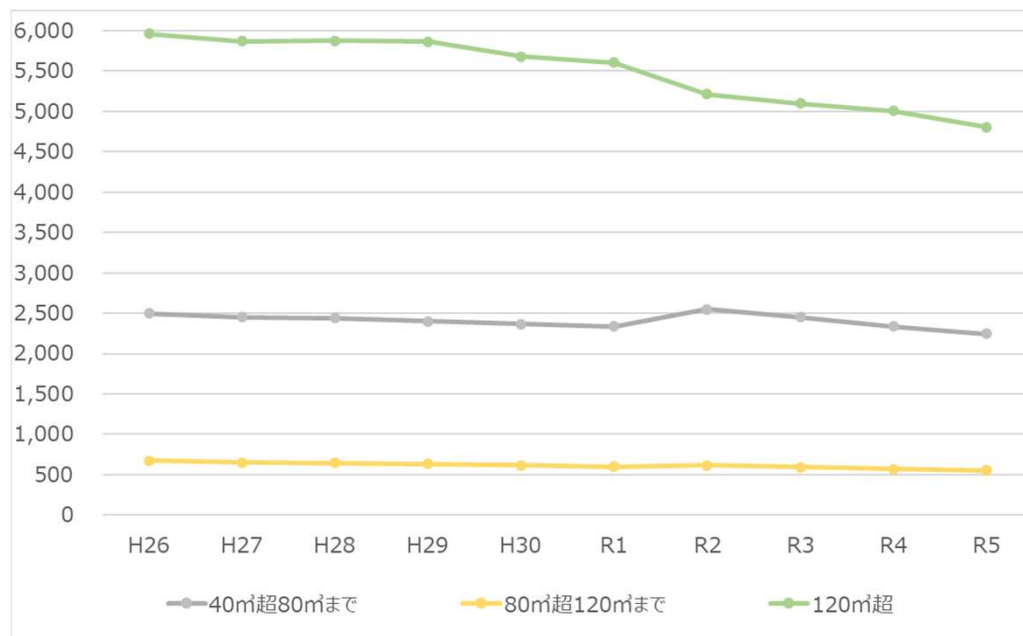
水量区画別有収水量の推移



単位：千m³

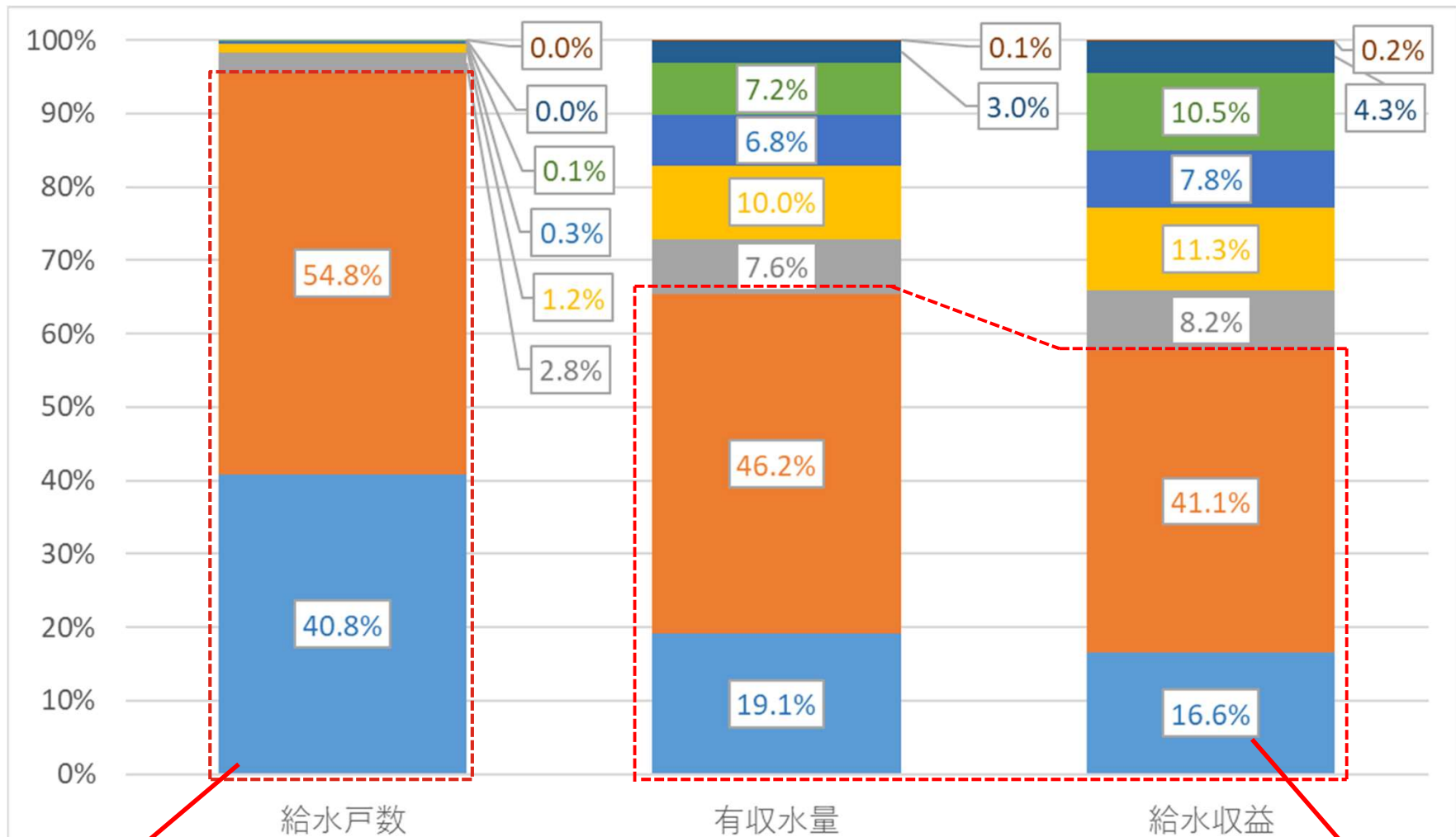
40m³までの少量区画の
有収水量は増加傾向

40m³超の多量区画の
有収水量は減少傾向にあり、
多量使用者からの給水収益は減少
すると想定される。



3. (1) 現行料金体系等の特徴

給水戸数、有収水量、給水収益の口径別割合（R5年度実績）



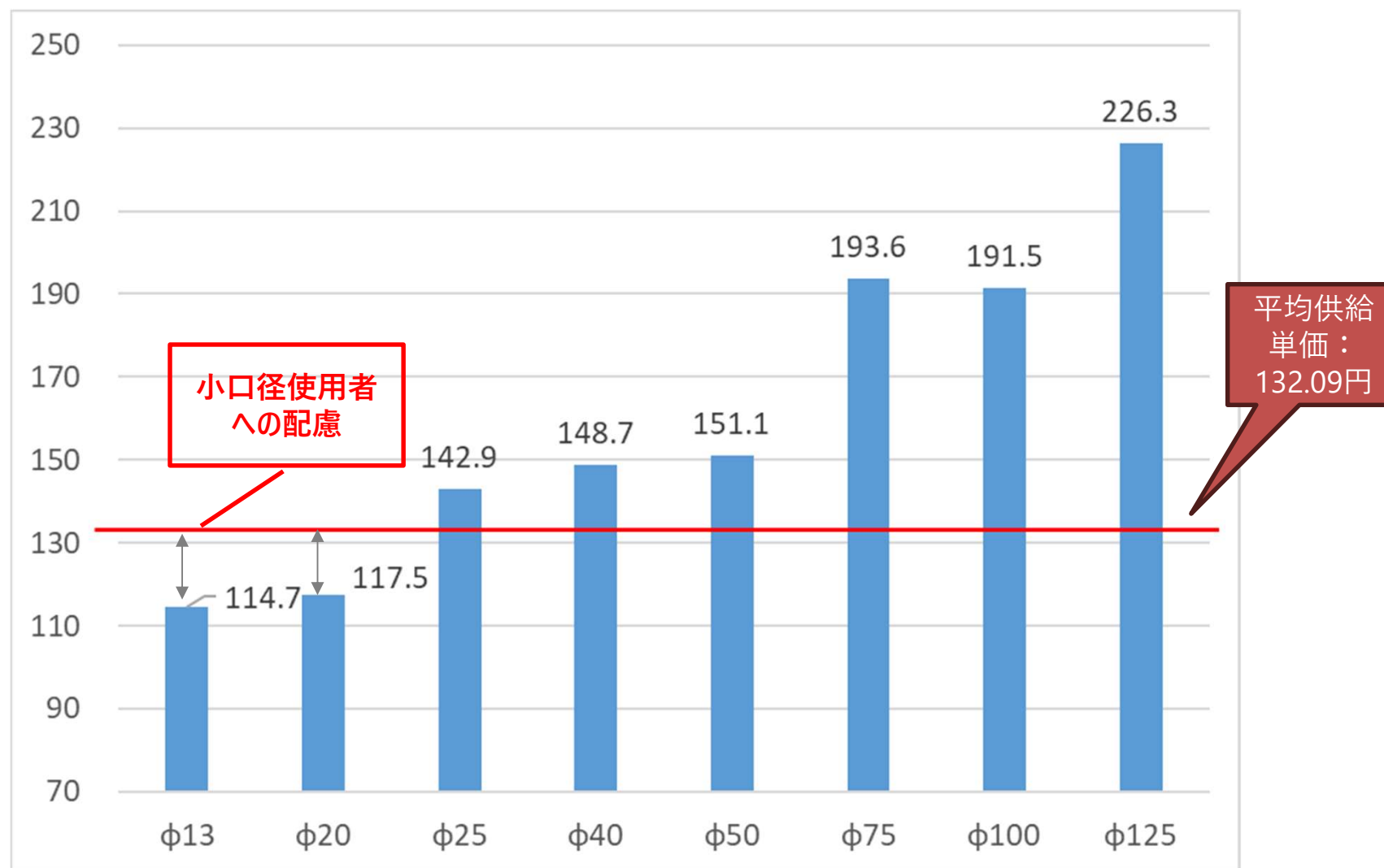
φ13、φ20にて
95%を占める

φ13、φ20の有収
水量は65%に対し、
給水収益は57%

3. (1)現行料金体系等の特徴

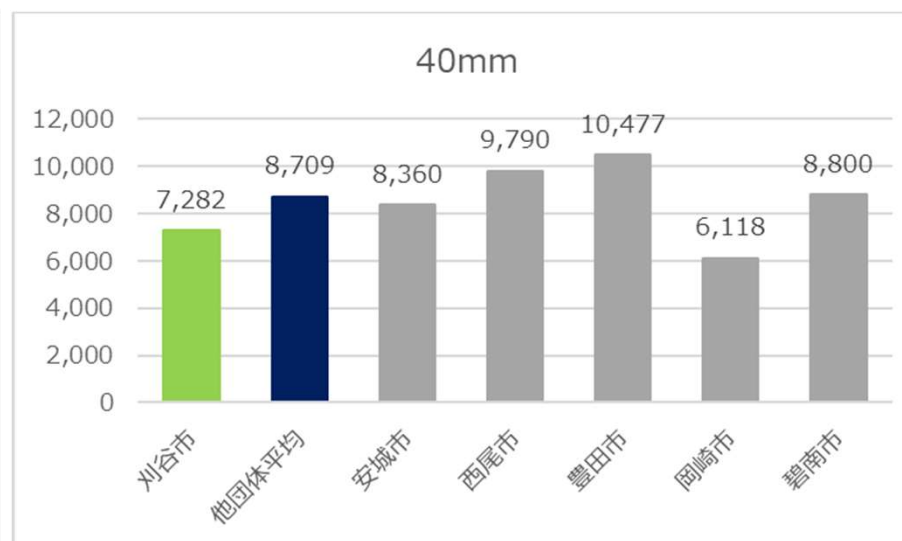
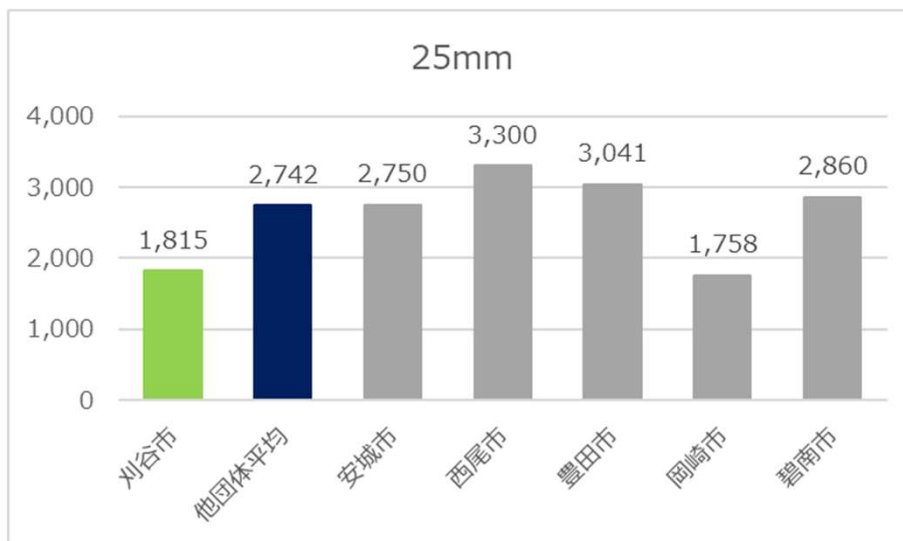
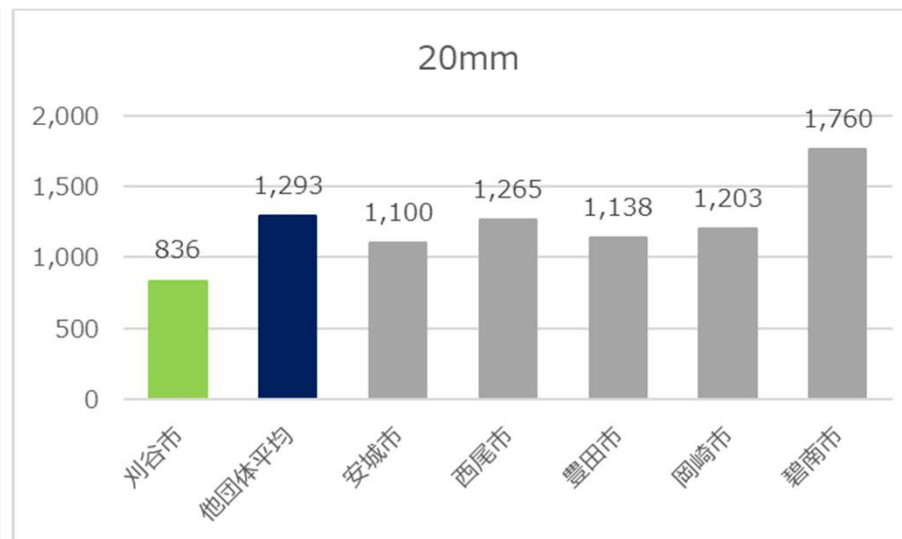
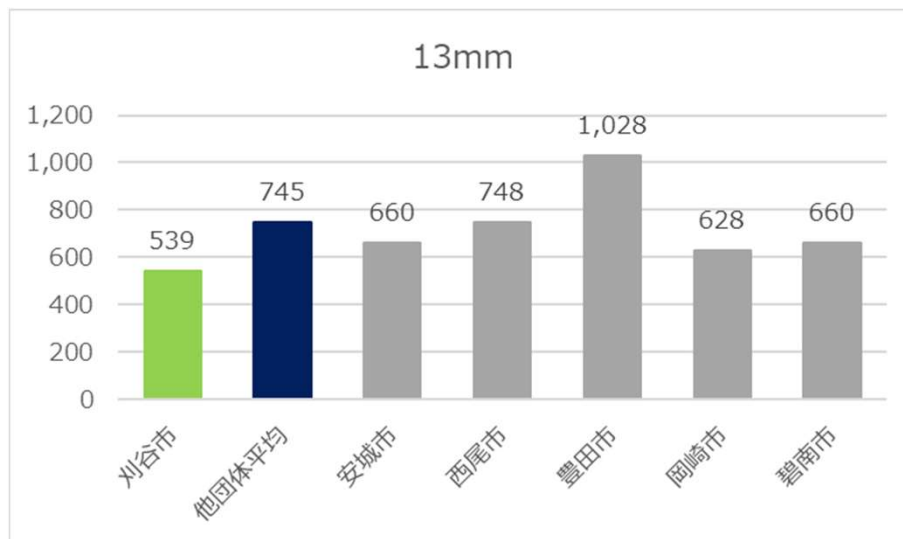
口径別供給単価（令和5年度実績）

単位：円/m³



3. (1) 現行料金体系等の特徴

他団体比較 基本料金（1か月あたり税込 単位：円）

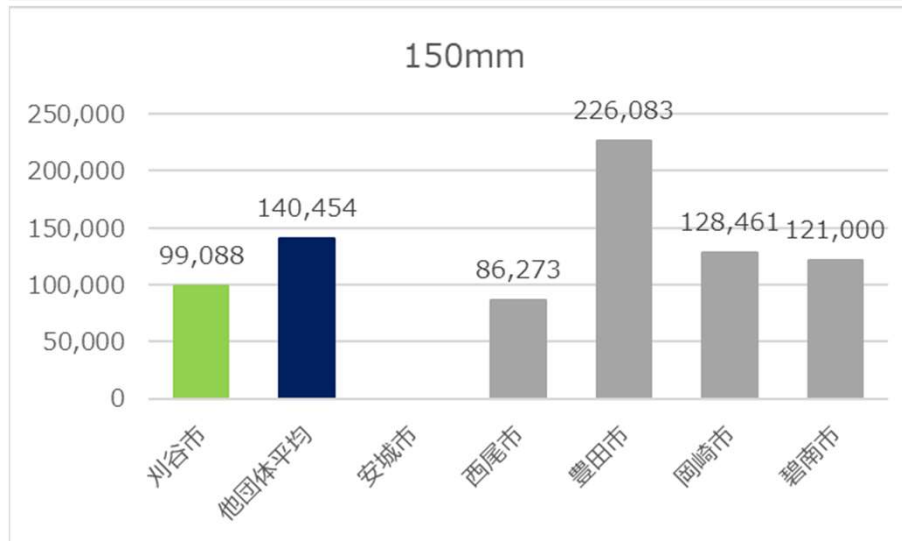
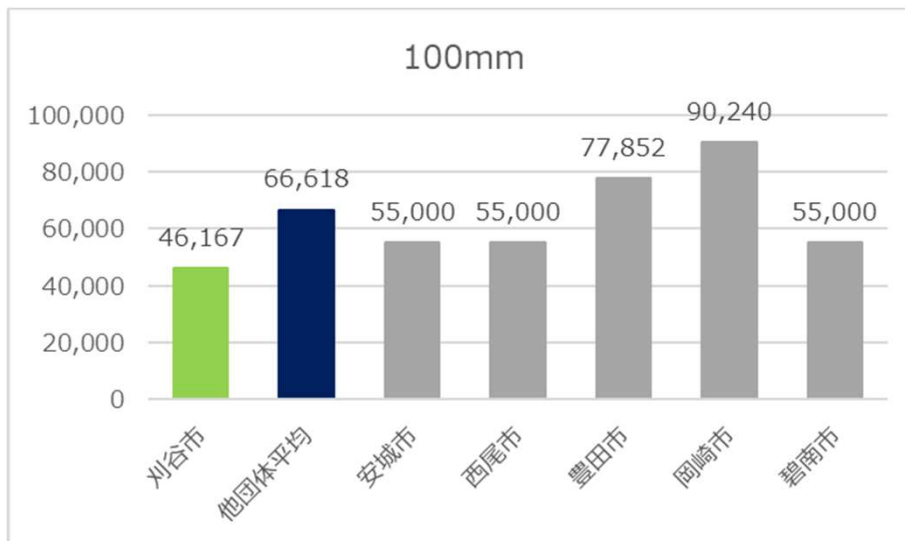
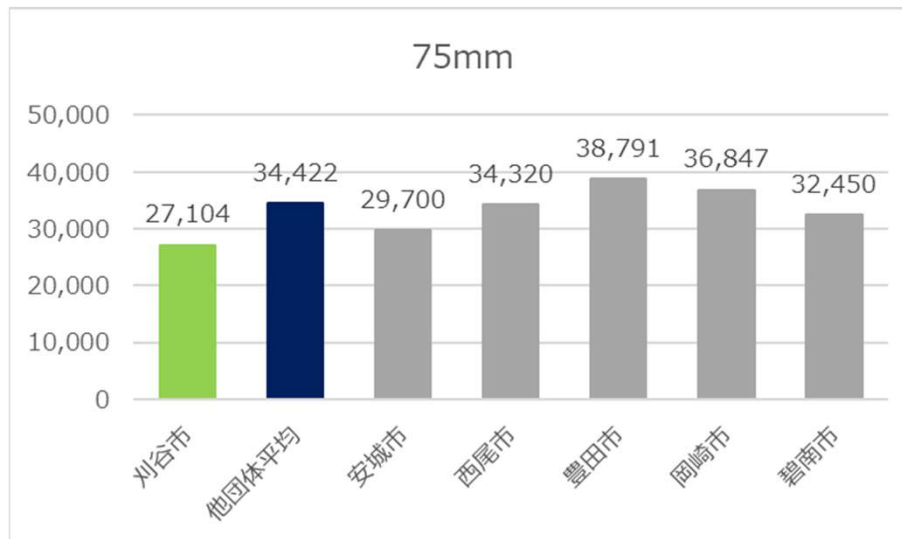
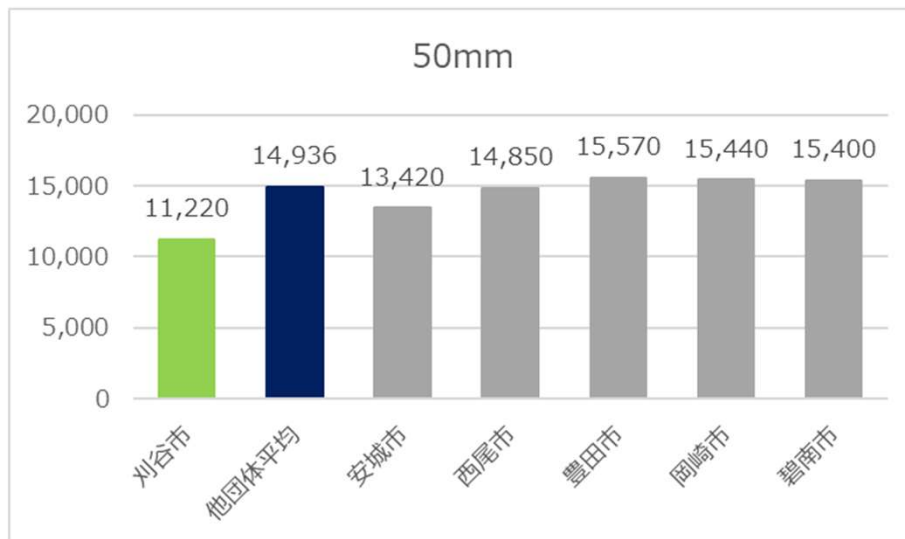


※1 西尾市は、西尾市HPで公表されている令和7年10月からの改定後金額

※2 岡崎市は、岡崎市HPで公表されている令和7年4月からの改定後金額

3. (1)現行料金体系等の特徴

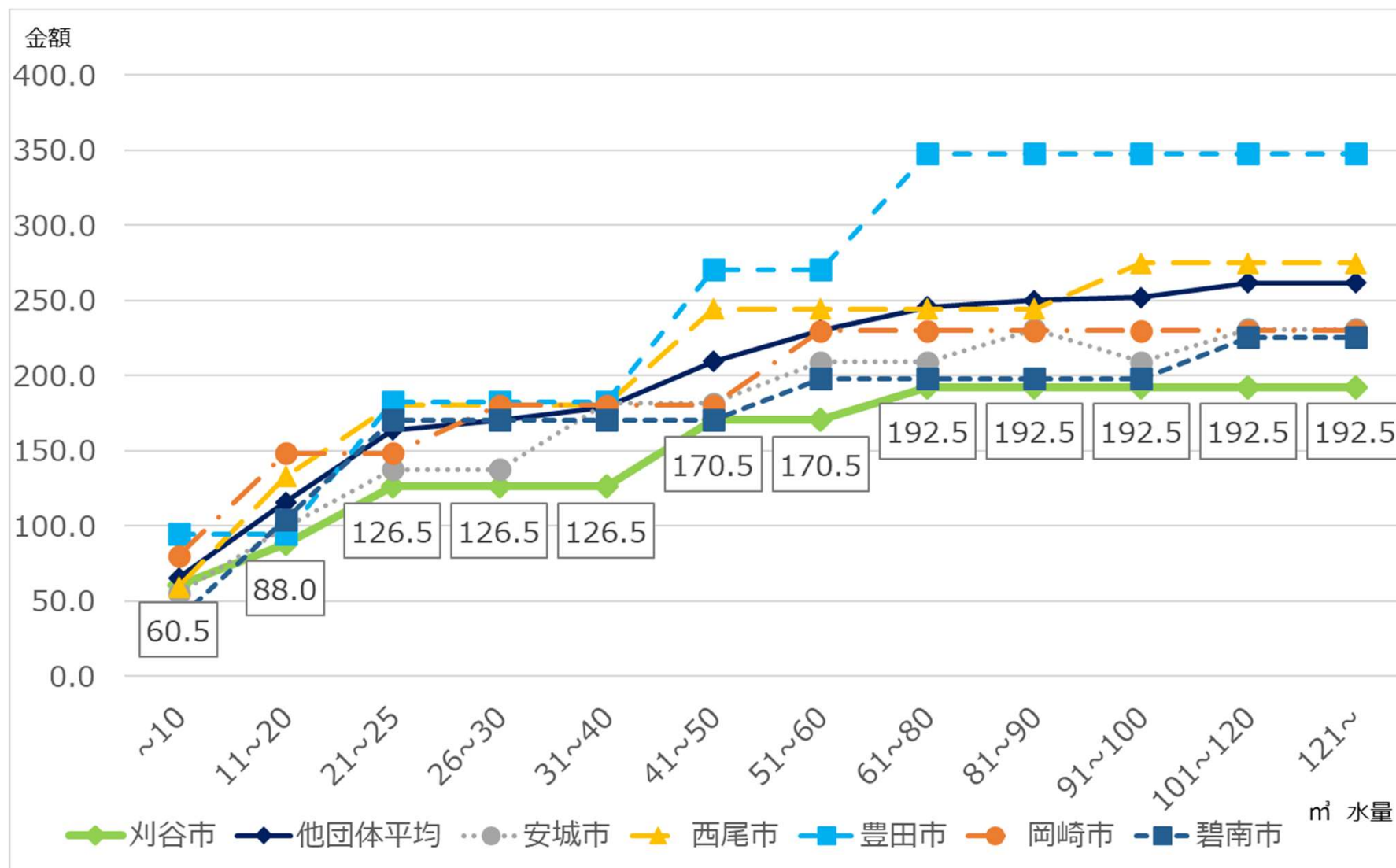
他団体比較 基本料金（1か月あたり税込 単位：円）



- ※1 西尾市は、西尾市HPで公表されている令和7年10月からの改定後金額
- ※2 岡崎市は、岡崎市HPで公表されている令和7年4月からの改定後金額

3. (1)現行料金体系等の特徴

他団体比較 水量料金1m³単価（1か月あたり税込 単位：円）



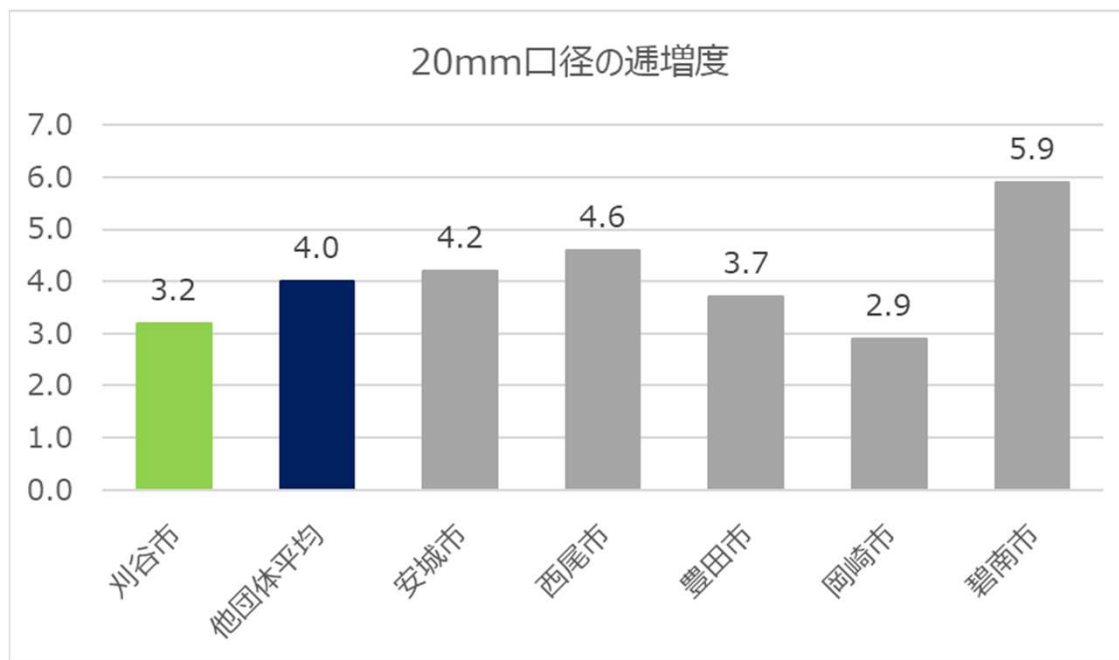
※1 西尾市は、西尾市HPで公表されている令和7年10月からの改定後金額

※2 岡崎市は、岡崎市HPで公表されている令和7年4月からの改定後金額

3. (1)現行料金体系等の特徴

他団体比較 逦増度（水量料金単価の最小値と最大値の差から算出）（税込）

	刈谷市	他団体平均	安城市	西尾市	豊田市	岡崎市	碧南市
最低水量料金	60.5	65.6	55.0	59.4	94.6	80.3	38.5
最高水量料金	192.5	261.8	231.0	275.0	347.6	229.9	225.5
逦増度	3.2	4.0	4.2	4.6	3.7	2.9	5.9



20mm口径の逦増度は、
他団体平均より低い水準

- ※1 西尾市は、西尾市HPで公表されている令和7年10月からの改定後金額
- ※2 岡崎市は、岡崎市HPで公表されている令和7年4月からの改定後金額
- ※3 口径別に水量料金単価を設定している自治体が存在するため、20mm口径にて比較

1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

3. 料金体系について

(1) 現行料金体系等の特徴

(2) 新料金体系案の方針

(3) 新料金体系案について

3. (2)新料金体系案の方針

料金体系の検討項目

①基本料金と水量料金の収入割合

月当たり金額 (税込)

用途	口径	基本料金	水量料金単価 (/m ³)	
一般	③口径別基本料金	13mm	539円	②基本水量 ~10m ³ 60.5円 11~20m ³ 88.0円 20~40m ³ 126.5円 40~60m ³ 170.5円 60m ³ 超 192.5円 ⑤水量区画
		20mm	836円	
		25mm	1,815円	
		40mm	7,282円	
		50mm	11,220円	
		75mm	27,104円	
		100mm	46,167円	
		125mm	72,259円	
		150mm	99,088円	
公衆浴場用		一般と同じ	一律	77円
臨時	⑦用途別料金の検討	一般と同じ	一律	341円

④水量料金の逡増度
(最低水量料金単価)
⑥口径別の水量料金

3. (2)新料金体系案の方針

料金体系の検討項目

検討項目	方針	理由
① 基本料金収入と 水量料金収入の割合	<ul style="list-style-type: none">算定要領で算出した基本料金割合31%を目安に、<u>基本料金の割合を上げる</u>	<ul style="list-style-type: none">高い水量料金単価での使用量が減少し、<u>安い水量料金単価での使用量が増加することにより、給水収益が減少。</u><u>有収水量の増減に影響を受けない基本料金の割合を上げることで、安定した収益を確保することができる。</u>
② 基本水量 (基本料金として徴収される料金の中に含まれる使用水量のこと)	<ul style="list-style-type: none">設定しない	<ul style="list-style-type: none">水道料金算定要領では基本水量を付与する料金体系は漸進的に解消するものとするに記載されている。現行体系で基本水量の設定はしておらず、新しい料金体系でも設定しない。
③ 口径別基本料金	<ul style="list-style-type: none"><u>定率改定とする</u>	<ul style="list-style-type: none"><u>水道施設の固定費等をメーター口径に応じて負担いただく基本料金については、口径間の公平性の観点から口径別基本料金を定率改定とする。</u>

3. (2)新料金体系案の方針

料金体系の検討項目

検討項目	方針	理由
④ 水量料金の 逡増度	<ul style="list-style-type: none">・ <u>現行の逡増度を維持又は縮小をする</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>逡増度の拡大は、負担を過度に特定の使用者に偏らせてしまうことや、高い水量料金単価での使用量が減少しており経営の安定性を欠くため、望ましくない。</u>
⑤ 水量区画	<ul style="list-style-type: none">・ 現行区画を維持	<ul style="list-style-type: none">・ 水道料金算定要領の参考資料では、水量区画をおおむね3から5段階とし、需要実態等を考慮して料金単価を決定することとされている。
⑥ 口径別の 水量料金	<ul style="list-style-type: none">・ 現行どおり、口径別水量料金の設定はしない	<ul style="list-style-type: none">・ 水量料金は、使用水量に応じて負担すべきものであることから、水道料金算定要領では口径等に関わらず、原則として均一とすることとされている。
⑦ 用途別料金の 検討	<ul style="list-style-type: none">・ 公衆浴場区分、臨時区分を維持	—

1. 第3回審議会の振り返り

2. 経営戦略(令和6(2024)年度改定)について

3. 料金体系について

(1) 現行料金体系等の特徴

(2) 新料金体系案の方針

(3) 新料金体系案について

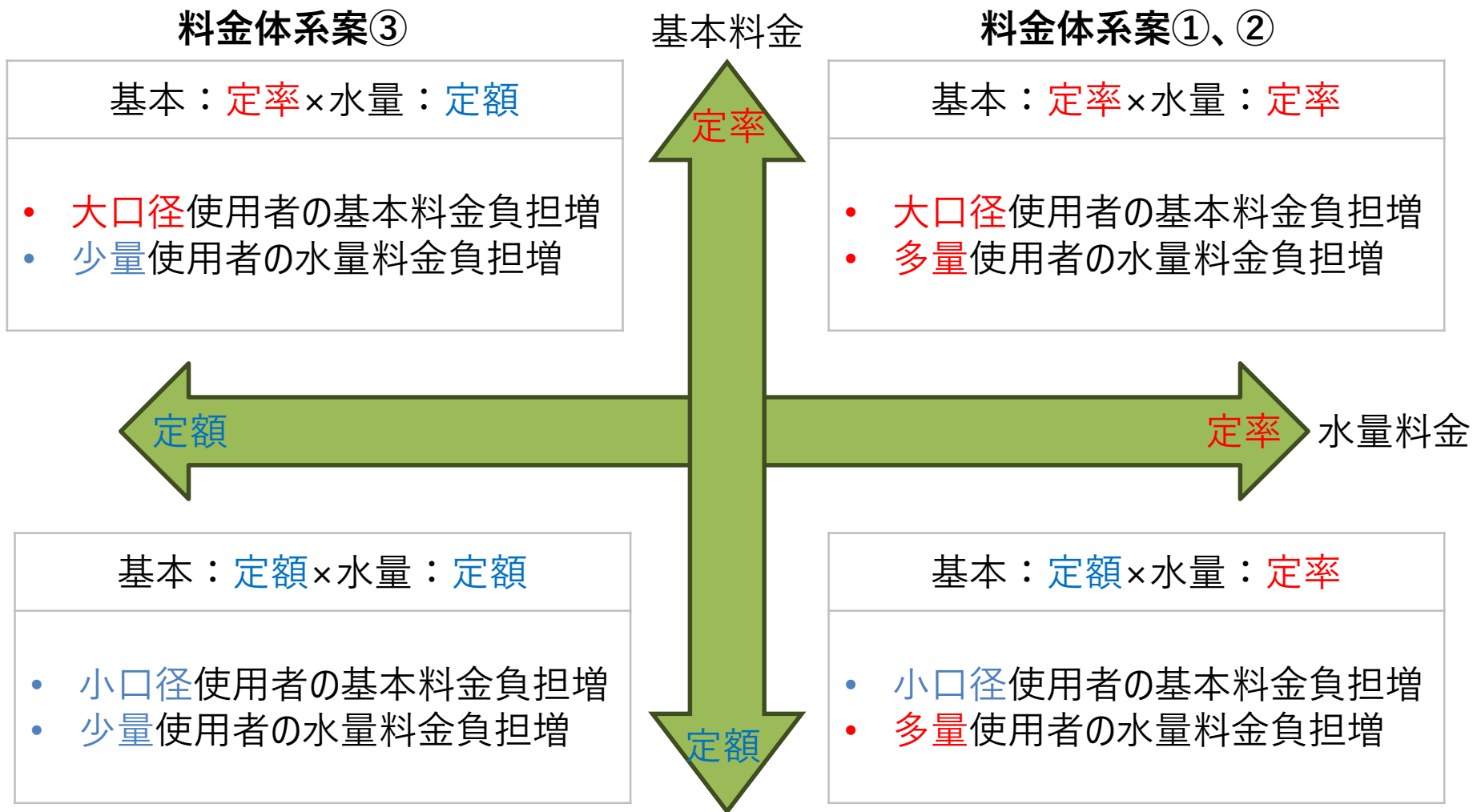
3. (3)新料金体系案について

料金体系案の概要

	料金体系設定の方針	
料金体系案①	基本料金割合及び逓増度を現状維持	全ての使用者の負担増加割合が一律
料金体系案②	基本料金割合の向上 (逓増度は現状維持)	算定要領で算出した基本料金割合31%を目安に改定
料金体系案③	基本料金割合の向上 かつ 逓増度を縮小	算定要領で算出した基本料金割合31%を目安に改定 かつ 高い水量単価の使用量の減少への対策

3. (3)新料金体系案について

定率改定、定額改定について



3. (3)新料金体系案について

①基本料金 定率30% × 水量料金 定率30%

1か月当たり税込

口径	基本料金 現行	基本料金 改定後	現行差	改定率	水量	水量料金 現行	水量料金 改定後	現行差	改定率
13mm	539	700.7	+161.7	30%					
20mm	836	1,086.8	+250.8	30%					
25mm	1,815	2,359.5	+544.5	30%	~10 ^{m³}	60.5	78.1	+17.6	29%
40mm	7,282	9,466.6	+2,184.6	30%	11~20 ^{m³}	88.0	114.4	+26.4	30%
50mm	11,220	14,586.0	+3,366.0	30%	20~40 ^{m³}	126.5	163.9	+37.4	30%
75mm	27,104	35,235.2	+8,131.2	30%	40~60 ^{m³}	170.5	221.1	+50.6	30%
100mm	46,167	60,017.1	+13,850.1	30%	60 ^{m³} 超	192.5	249.7	+57.2	30%
125mm	72,259	93,936.7	+21,677.7	30%	公衆浴場	77.0	100.1	+23.1	30%
150mm	99,088	128,814.4	+29,726.4	30%	臨時	341.0	443.3	+102.3	30%

- 改定幅 基本料金：定率30%
 水量料金：定率30%【税抜額×1.3(1円未満切捨て)×1.1】
- 総括原価の配賦 基本料金：水量料金 = 26.9%：73.1%
- 逡増度 現行を維持

3. (3)新料金体系案について

②基本料金 定率50% × 水量料金 定率22.5%

1か月当たり税込

口径	基本料金 現行	基本料金 改定後	現行差	改定率	水量	水量料金 現行	水量料金 改定後	現行差	改定率
13mm	539	808.5	+269.5	50%					
20mm	836	1,254.0	+418.0	50%					
25mm	1,815	2,722.5	+907.5	50%	~10m ³	60.5	73.7	+13.2	22%
40mm	7,282	10,923.0	+3,641.0	50%	11~20m ³	88.0	107.8	+19.8	23%
50mm	11,220	16,830.0	+5,610.0	50%	20~40m ³	126.5	154	+27.5	22%
75mm	27,104	40,656.0	+13,552.0	50%	40~60m ³	170.5	207.9	+37.4	22%
100mm	46,167	69,250.5	+23,083.5	50%	60m ³ 超	192.5	235.4	+42.9	22%
125mm	72,259	108,388.5	+36,129.5	50%	公衆浴場	77.0	93.5	+16.5	21%
150mm	99,088	148,632.0	+49,544.0	50%	臨時	341.0	416.9	+75.9	22%

- 改定幅 基本料金：定率50%
 水量料金：定率22.5%【税抜額×1.225(1円未満切捨て)×1.1】
- 総括原価の配賦 基本料金：水量料金 = 31.0%：69.0%
- 逓増度 現行を維持

3. (3)新料金体系案について

③基本料金 定率50% × 水量料金 定額26.4円 (税込)

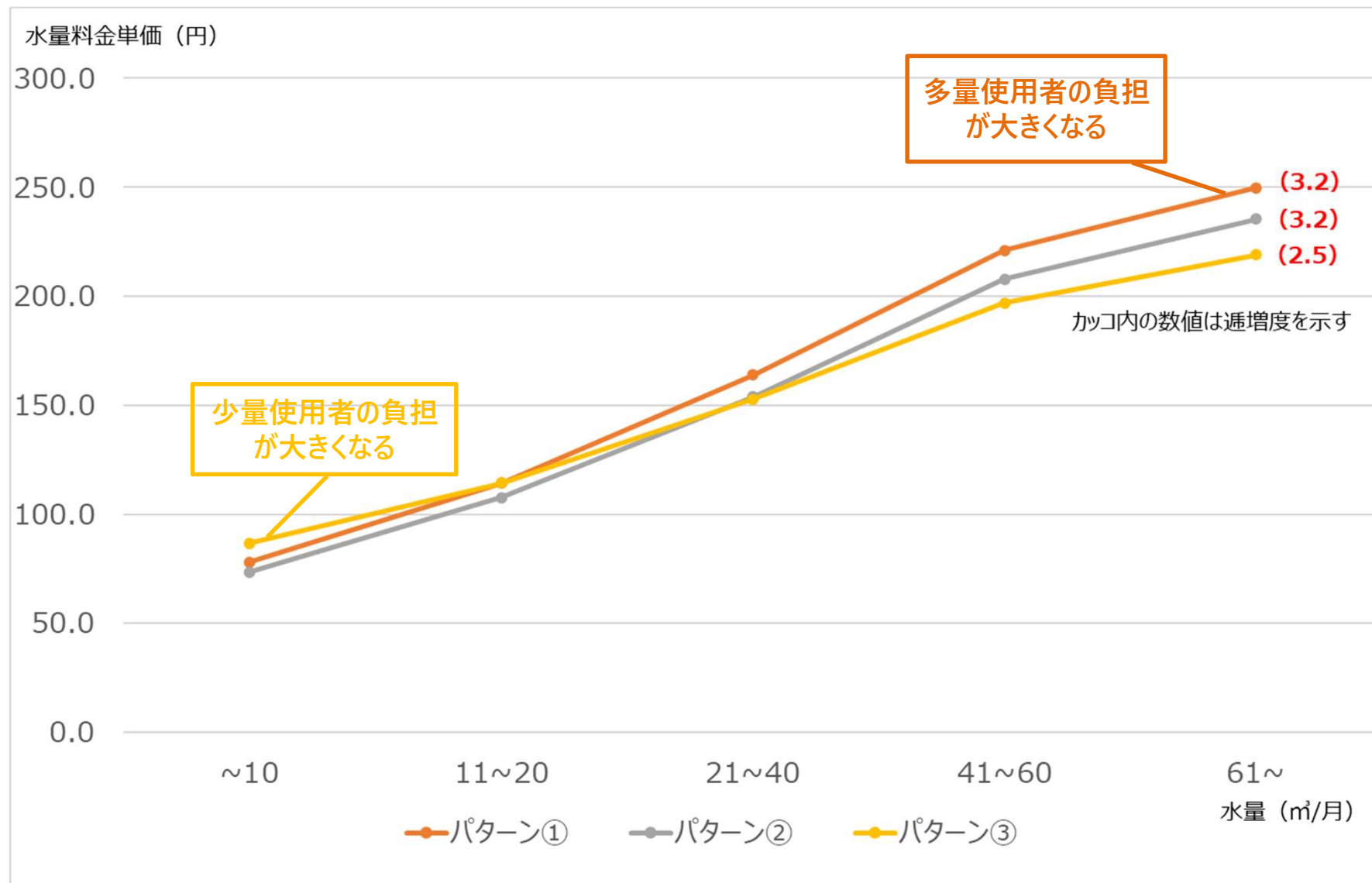
1か月当たり税込

口径	基本料金 現行	基本料金 改定後	現行差	改定率	水量	水量料金 現行	水量料金 改定後	現行差	改定率
13mm	539	808.5	+269.5	50%					
20mm	836	1,254.0	+418.0	50%					
25mm	1,815	2,722.5	+907.5	50%	~10 ^{m³}	60.5	86.9	+26.4	44%
40mm	7,282	10,923.0	+3,641.0	50%	11~20 ^{m³}	88.0	114.4	+26.4	30%
50mm	11,220	16,830.0	+5,610.0	50%	20~40 ^{m³}	126.5	152.9	+26.4	21%
75mm	27,104	40,656.0	+13,552.0	50%	40~60 ^{m³}	170.5	196.9	+26.4	15%
100mm	46,167	69,250.5	+23,083.5	50%	60 ^{m³} 超	192.5	218.9	+26.4	14%
125mm	72,259	108,388.5	+36,129.5	50%	公衆浴場 臨時	77.0	103.4	+26.4	34%
150mm	99,088	148,632.0	+49,544.0	50%		341.0	367.4	+26.4	8%

- 改定幅 基本料金：定率50%
 水量料金：定額26.4円（税込）で改定
- 総括原価の配賦 基本料金：水量料金 = 31.0%：69.0%
- 逓増度 現行より縮小（3.2→2.5）

3. (3)新料金体系案について

各パターンの水量料金比較



3. (3)新料金体系案について

平均使用水量における影響（1か月・税込）

口径	平均使用水量 (m3)	現行	パターン①	パターン②	パターン③
13	20	2,024	2,625	2,623	2,821
			+ 601	+ 599	+ 797
			+ 29.7%	+ 29.6%	+ 39.4%
20	20	2,321	3,011	3,069	3,267
			+ 690	+ 748	+ 946
			+ 29.7%	+ 32.2%	+ 40.8%
25	50	7,535	9,773	9,696	9,762
			+ 2,238	+ 2,161	+ 2,227
			+ 29.7%	+ 28.7%	+ 29.6%
40	200	41,657	54,049	52,932	50,578
			+ 12,392	+ 11,275	+ 8,921
			+ 29.7%	+ 27.1%	+ 21.4%
50	500	103,345	134,079	129,459	122,155
			+ 30,734	+ 26,114	+ 18,810
			+ 29.7%	+ 25.3%	+ 18.2%
75	1,000	215,479	279,578	270,985	255,431
			+ 64,099	+ 55,506	+ 39,952
			+ 29.7%	+ 25.8%	+ 18.5%
100	3,000	619,542	803,760	770,379	721,825
			+ 184,218	+ 150,837	+ 102,283
			+ 29.7%	+ 24.3%	+ 16.5%
125	3,000	645,634	837,679	809,517	760,963
			+ 192,045	+ 163,883	+ 115,329
			+ 29.7%	+ 25.4%	+ 17.9%

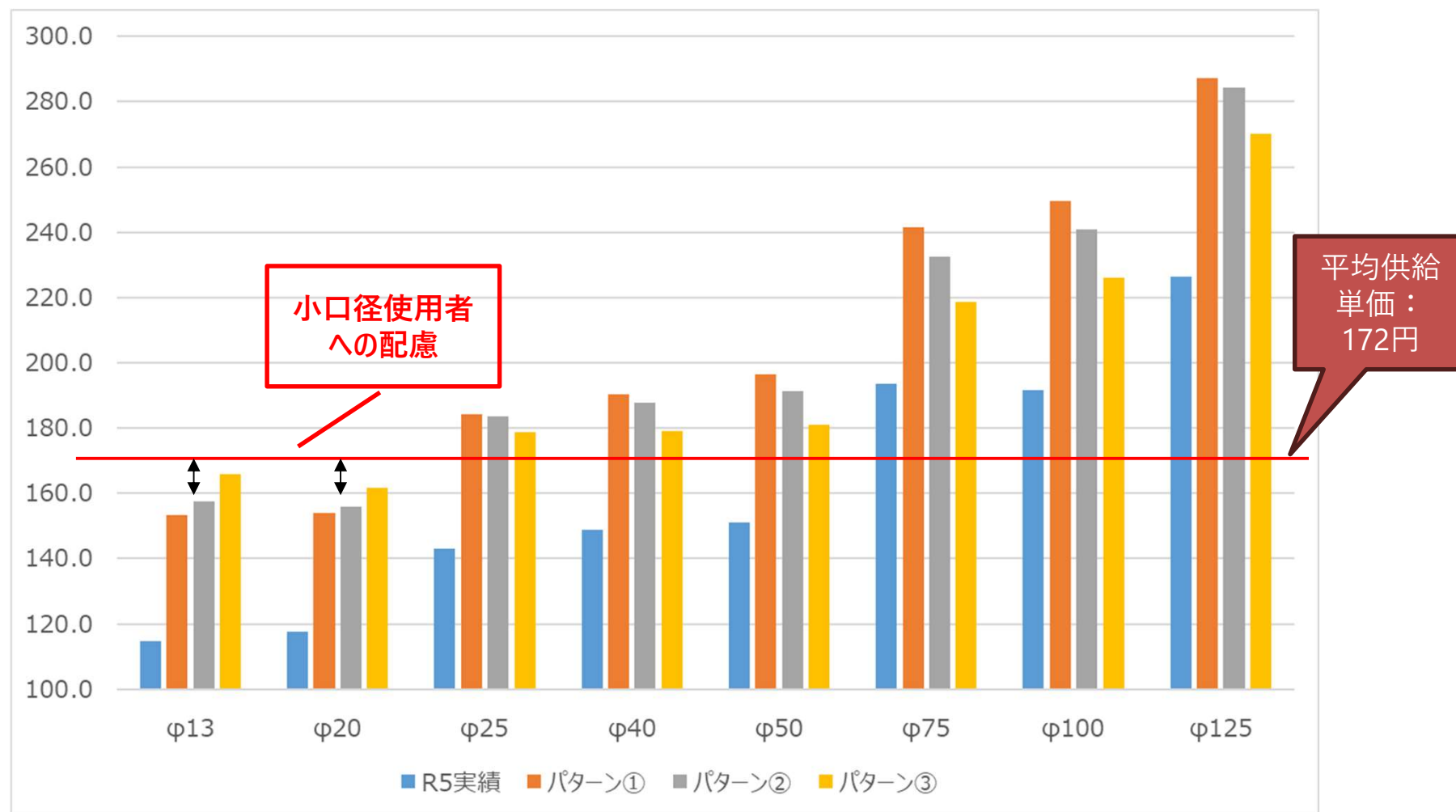
3. (3)新料金体系案について

世帯別のモデル水量における影響（20mm口径・1か月・税込）

世帯	モデル水量 (m3)	現行	パターン①	パターン②	パターン③
1人世帯	8	1,320	1,711	1,843	1,949
			+ 391	+ 523	+ 629
			+ 29.6%	+ 39.6%	+ 47.7%
2人世帯	15	1,881	2,439	2,530	2,695
			+ 558	+ 649	+ 814
			+ 29.7%	+ 34.5%	+ 43.3%
3人世帯	20	2,321	3,011	3,069	3,267
			+ 690	+ 748	+ 946
			+ 29.7%	+ 32.2%	+ 40.8%
4人世帯	23	2,700	3,503	3,531	3,725
			+ 803	+ 831	+ 1,025
			+ 29.7%	+ 30.8%	+ 38.0%

3. (3)新料金体系案について

各パターンの口径別供給単価（円/m³）



3. (3)新料金体系案について

各パターンのメリット・デメリット

案	改定内容		メリット	デメリット
	基本料金	水量料金		
①	定率 30% 改定	定率 30% 改定	<ul style="list-style-type: none"> いずれの使用者も30%の改定となるため、負担増の公平感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金収入割合が増えず（算定要領で算出した固定的経費を賄えていない）、使用水量の減少の影響を受けやすく、経営の安定性が低い。 使用水量が多い使用者の金額的増加幅が大きい。 逓増度が変わらないため、水量料金の高い区分の水量が減っていることへの対策ができていない。
②	定率 50% 改定	定率 22.5% 改定	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量の減少の影響を受けない基本料金の収入割合が増え（算定要領で算定した固定的経費を賄えている）、また、経営の安定性が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量が多い使用者の金額的増加幅が大きい。 逓増度が変わらないため、水量料金の高い区分の水量が減っていることへの対策ができていない。
③	定率 50% 改定	定額 26.4 円 (税込) 改定	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量の減少の影響を受けない基本料金の収入割合が増え（算定要領で算出した固定的経費を賄えている）、逓増度の縮小により、他案と比較し経営の安定性が一番高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量が少ない使用者の負担増加割合が大きい。

